

令和2年6月森町議会定例会会議録

1 招集日時 令和2年6月11日(木) 午前9時30分

2 招集場所 森町議会議事堂

3 開会・開議 令和2年6月11日(木) 午前9時30分

4 応招議員

1番議員	川岸和花子	2番議員	出口裕
3番議員	岡戸章夫	4番議員	加藤久幸
5番議員	中根信一郎	6番議員	岡野豊
7番議員	吉筋恵治	8番議員	中根幸男
9番議員	鈴木托治	10番議員	西田彰
11番議員	亀澤進	12番議員	山本俊康

5 不応招議員 なし

6 出席議員 応招議員に同じ

7 欠席議員 なし

8 地方自治法第121条の規定に基づき議場に出席した者の職氏名

町長	太田康雄	副町長	村松弘
教育長	比奈地敏彦	総務課長	村松成弘
防災監	小島行雄	企画財政課長	佐藤嘉彦
税務課長	山下浩子	住民生活課長	富田正治

保健福祉課長	平田章浩	産業課長	長野了
建設課長	中村安宏	定住推進課長	小澤幸廣
学校教育課長	塩澤由記弥	社会教育課長	松浦博

9 職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

議会事務局長 花嶋 亘 議会書記 清泉雅文

10 会議に付した事件

- 議案第49号 専決処分の報告承認を求めることについて
- 議案第50号 人権擁護委員候補者の推薦について
- 議案第51号 人権擁護委員候補者の推薦について
- 議案第52号 森町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例について
- 議案第53号 森町税条例の一部を改正する条例について
- 議案第54号 森町都市計画税条例の一部を改正する条例について
- 議案第55号 森町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について
- 議案第56号 森町介護保険条例の一部を改正する条例について
- 議案第57号 森町立学校設置条例の一部を改正する条例について
- 議案第58号 令和2年度森町一般会計補正予算（第5号）
- 議案第59号 令和2年度森町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）
- 議案第60号 令和2年度森町介護保険特別会計補正予算（第2号）
- 議案第61号 物品売買契約の締結について
- 陳情第2号 新型コロナウイルス感染拡大の影響による統合期日の猶予についての陳情

< 議事の経過 >

議長 | (亀澤 進 君) 出席議員が定足数に達しておりますので、
| ただいまから令和2年6月、森町議会定例会を開会します。
| これから本日の会議を開きます。

発言するとき、また、発言が終了したときには、マイクボタンを押すようにお願いします。

それでは、日程に入ります。

日程第1、「会議録署名議員の指名」を行います。

会議録署名議員は、森町議会会議規則第127条の規定によって、8番中根幸男君及び9番鈴木托治君を指名します。

日程第2、「会期の決定」を議題とします。

お諮りします。

本定例会の会期は、本日から6月26日までの16日間にしたいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者多数)

議長 (亀澤 進 君) 「異議なし」と認めます。

したがって会期は、本日から6月26日までの16日間に決定しました。

日程第3、「報告事項」について、監査委員から例月出納検査の結果について、町長から、令和元年度森町一般会計繰越明許費繰越計算書について、令和元年度森町公共下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書について、令和元年度周智郡土地開発公社決算及び令和2年度事業計画・予算について、以上、4件の報告が来ております。

お手元に配布のとおりでございますので、ご了承願います。

日程第4、議案第49号「専決処分の報告承認を求めることについて」を議題とします。

職員に議案を朗読させます。

(職 員 朗 読)

議長 (亀澤 進 君) 本案について提案理由の説明を求めます。

町長、太田康雄君。

町長 (太田康雄 君) ただいま上程されました議案第49号「専決処分の報告承認を求めることについて」提案理由の説明を申し上げ

ます。

令和2年度森町一般会計補正予算（第4号）の専決処分でございますが、令和2年5月14日、国が静岡県の新型コロナウイルス感染症緊急事態措置を解除したことを受け、県及び町においても学校や公共施設を順次再開するにあたり、感染予防対策に係る経費と、困窮相談や資金貸付業務が増加している社会福祉協議会へ補助員を配置するための経費、また、社会福祉施設が行なう感染予防対策の費用の一部を支援する経費、加えて、感染防止対策を行なう町内の事業所・店舗等に対し、その防止対策に係る費用の一部を支援する経費、及び感染症拡大防止のため高齢者の多くが外出活動を自粛しており、フレイルへの移行が危惧されるため、フレイル予防対策事業を実施する経費などの計上に急を要したことから、令和2年5月20日に専決処分を行ったものであります。

本補正予算は、補正前の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ51,093千円を追加し、補正後の歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ9,824,795千円とするものであります。

それでは以下、事項別明細書により補正の概要を歳出から申し上げます。

7・8ページ、3款1項1目、社会福祉総務費11,334千円のうち、会計年度任用職員に関する報酬・共済費等の人件費1,752千円につきましては、新型コロナウイルス感染症拡大を受け、困窮相談や資金貸付業務が増加している社会福祉協議会へ補助員を配置するための経費でございます。消耗品費393千円につきましては、森町保健福祉センター望月プラザ「もりの湯」、児童館、もりの保育所及び放課後児童クラブにおける感染予防対策として必要な非接触型赤外線体温計とマスク、手袋等の購入のための経費でございます。通信運搬費158千円と、委託料2,984千円につきましては、感染症拡大防止のため高齢者の多くが外出活動を自粛しており、フレイルへの移行が危惧されるため、介護保険サービスを利用していない高齢者を対象にフレイル予防として行う、健康体操や運動指導・認知症予防

の脳活性化等の短期集中お達者サロン業務委託料と、対象者へ通知する郵送料でございます。手数料347千円につきましては、望月プラザ「もりの湯」の再開に向けた水質検査等手数料と、浴槽等薬品洗浄手数料でございます。補助金・交付金5,700千円につきましては、町内の介護施設、障害福祉施設、保育園が感染症の拡大防止対策として行なう備品等の購入経費に対し、30万円を上限に3分の2を支援する感染症拡大防止対策用備品等購入事業費補助金でございます。

9・10ページ、6款1項2目、農業総務費776千円につきましては、コテージアクティと吉川キャンプ場の再開に伴い、新型コロナウイルス感染症対策の消耗品費及び諸備品購入費でございます。

7款1項1目、商工総務費22,346千円につきましては、森町体験の里アクティ森の再開に伴う新型コロナウイルス感染症対策としての消耗品費及び諸備品購入費2,346千円と、町内の事業所・店舗等における新型コロナウイルス感染防止対策に係る経費に対し、10万円を上限に2分の1を支援する事業所等新型コロナウイルス感染防止対策支援事業費補助金20,000千円でございます。

10款1項2目、教育委員会事務局費12,021千円につきましては、幼稚園、小学校、中学校の再開に伴う新型コロナウイルス感染症対策でございまして、非接触型体温計等の消耗品費、及び、除菌電解水給水器設置のための諸備品購入費でございます。

11・12ページ、5項1目、学校給食費1,735千円につきましては、学校給食の再開に伴う新型コロナウイルス感染症対策として、密集を避けるため分散し食事するためのテーブルや給食用トレイ、白衣セット及び消毒液などの購入のための経費でございます。

6項1目、社会教育総務費2,791千円につきましては、放課後子ども教室、文化会館、図書館、総合体育館及び歴史民俗資料館の再開に伴う新型コロナウイルス感染症対策の経費でございまして、飛沫予防パーテーションなどの消耗品費と図書館への図書消毒機の導入、文化会館への除菌電解水給水器の設置、総合体育館への換気の

ための大型扇風機や飛沫防止のための間仕切りの設置、歴史民俗資料館への空気清浄機の導入を行なう諸備品購入費でございます。

続きまして、歳入についてご説明申し上げます。

5・6ページ、20款1項1目、繰越金51,093千円につきましては、財源調整として計上するものでございますが、今後、国の補正予算（第2号）にて増額措置が見込まれます新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の内容を見て、対応してまいりたいと考えております。

以上が、専決処分にかかる令和2年度森町一般会計補正予算（第4号）の内容でございます。

よろしくご審議のうえ、ご承認いただきますようお願い申し上げます。

議長（亀澤進君）これから質疑を行います。質疑はありますか。

10番、西田彰君。

10番議員（西田彰君）少しお伺いいたします。8ページ、保健福祉課の委託料、短期集中お達者サロン業務委託料、多少内容は今説明がありましたけども、委託先はどこに委託するのでしょうか。それからその下の補助金・交付金、備品購入、もう少し詳しく、どのような備品が購入されているのか、内訳を説明願います。

それから次の10ページ、産業課、商工総務費、補助金・交付金ですが、この事業所、何事業所くらいを予定されるのでしょうか。限度額は10万、上限が10万ということですが、どれくらいの件数になるのでしょうか。

あと、次の12ページもそうですけども備品の購入がたくさんあります。飛沫防止とかそういったものがあると思いますが、もう少し詳しく、どのような備品なのかを説明願えればと思います。

議長（亀澤進君）平田保健福祉課長。

保健福祉課長（平田章浩君）保健福祉課長です。西田議員の最初の質問にお答えをさせていただきます。まず最初に委託の短期集中お達者

サロン業務の委託先についてでございますけれども、これにつきましては、さわふれ等を実施しております遠州中央福祉会、それから森町社協、2か所に委託をさせていただきます。それから補助金・交付金のところに出ております感染症拡大防止対策用備品等購入事業費補助金に関する質問でございますけれども、こちらに関しましては、対象を障害の事業をやっている事業所、それから介護の事業をやっている事業所、それから保育園の事業やっている事業所が対象でございます。その事業所が購入する感染症の拡大防止の備品、それから消耗品の購入の補助金でございます。3分の2の補助率の上限30万円まで、一事業所30万円までといった内容になっております。購入につきましては、その事業所が必要と思われる感染防止対策の備品、消耗品の購入になります。以上です。

議長
産業課長

(亀澤 進 君) 長野産業課長。

(長野 了 君) 産業課長です。西田議員の予算書の9・10ページ、事業所等新型コロナウイルス感染防止対策支援補助金に係るご質問でございます。どのくらいの件数を見込んでいるかということでございます。この補助事業につきましては提案理由でご説明しましたように、補助対象経費に対して2分の1の補助、最大10万円の補助となっております。ですので、一事業所がそれぞれ最大限その補助事業を活用した場合、一件あたり10万円と想定いたしますと、およそ200事業所を見込んでいるということでございます。以上です。

議長
企画財政
課長

(亀澤 進 君) 佐藤企画財政課長。

(佐藤 嘉彦 君) 企画財政課長です。最後の質問ですけれども、専決処分中の備品購入費の内訳ということでご説明を申し上げます。事項別明細書に沿って説明をさせていただきたいと思いますが、一番最初に出てくるのが事項別明細書の10ページ、6款1項2目の農業総務費の中の備品購入費ということでございます。これにつきましては除菌電解水の給水器ということで、設置場所はコテージ、1台ということでございます。

続きましてその下の7款1項1目、商工総務費の中の諸備品購入費、これにつきましても、物につきましても同じく除菌電解水給水器ということでございまして、こちらにつきましてもアクティ森へ2台ということで計上しております。

それから資料12ページになりますが、10款1項2目、事務局費の備品購入費でございまして、これにつきましても除菌電解水の給水器、これにつきましても幼稚園・小学校・中学校それぞれ1台ずつということで、学校数分で12台計上しているというところでございます。

そして最後になりますけれども、10款6項1目、社会教育総務費の中の備品購入費、これにつきましても4つございまして、1番目は図書館、これにつきましても図書、本を消毒する機械、図書消毒機というものを1台計上してございます。そして文化会館につきましても除菌電解水の給水器を1台、それから総合体育館につきましても大型の扇風機ということで、こちらを5台計上してございます。最後になりますが歴史民俗資料館、こちらにつきましても空気清浄機を4台ということで計上してございます。以上です。

議長 (亀澤 進 君) 10番、西田彰君。

10番議員 (西田 彰 君) 了解しました。一点、短期集中お達者サロン業務委託料、短期集中ということなので、このコロナで今まで予定しているお達者サロンとは別にやるということなのかと思いますが、このお達者サロンそのものは常に、定期的にやられていますよね。それになおかつ短期的に、短期と付いていますけれども、やるということなのですか。

議長 (亀澤 進 君) 平田保健福祉課長。

保健福祉課長 (平田章浩 君) 保健福祉課長です。西田議員の再質問にお答えをさせていただきたいと思っております。提案理由の中で町長の方からも説明がありましたけれども、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、高齢者のみではないのですけれども、外出活動の自粛というものが3月、4月、5月ということで3か月に渡り、全ての住民の

方に自粛をお願いをしてきました。その中で高齢者に対しましては外出の自粛をしていただいたところでもあります。特に私たちが接する上で、高齢者の外出が控えたということで身体機能の低下、それから身体機能の低下に伴って心のうつ状態になるという、一般的に言うフレイルという状態の高齢者が多く見られるようになったということを、民生委員さんの声、それから私たちの家庭訪問等の中で実感をしておりました。その中で、この状態が続きますと要介護認定者が増えて介護保険の金額も大きくなっていくというようなことがありますので、短期的に身体機能の低下、それからうつ状態になったものに関しましては、早急に対応しまして、短期的に身体機能の低下を元の状態に戻すというようなことが、今後の高齢者の日常生活を考えうえで必要だということで、そういった意味で3か月間の短期集中で身体機能を元の状態に戻す、心の状態を元に戻すということで、今回、短期集中という形で新たに事業メニューとして加えたものでございます。以上です。

議長 (亀澤 進 君) 他に質疑はありませんか。

8 番、中根幸男君。

8 番議員 (中根 幸男 君) 一点、参考までに伺いたいと思います。5・6 ページの歳入の関係です。今回の補正に伴って財源を、前年度繰越金51,093千円の計上となっております。これにつきましては、提案説明では国の第2次補正、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金で充てるということでございます。私も国のこの制度、要綱を少し読んでみましたが、市町村の計算式が表示されております。これは補正の5号にも関係しますが、だいたいの試算値がいくらくらいになるのか、計算式等で算定したものがあれば伺いたいと思います。

議長 (亀澤 進 君) 佐藤企画財政課長。

企画財政課長 (佐藤 嘉彦 君) 企画財政課長です。ただいまのご質問でございます。国の第1次補正予算に伴います交付金、本町への交付限度額ということで、これにつきましては1次申請分ということでご

ございますが、全額ではございませんけども交付限度額というものが示されているというところでございます。これつきましては87,289千円ということで、限度額として示されているというところでございます。以上です。

2次の補正予算に伴う交付金の、本町への額ということにつきましては、現在まだ未定ということでございます。算定式につきましても、1次の補正分につきましては示されているわけでありましてけれども、2次補正に伴う交付金の算定式は現在まだこちらでは不明という状況になってます。以上です。

議長 (亀澤 進 君) 他に質疑はありませんか。

6番、岡野豊君。

6番議員 (岡野 豊 君) 二点ほどお願いいたします。12ページ、10款6項1目、社会教育総務費の諸備品の中で、郷土資料館に空気清浄機を設置するというところで、他にはちょっとない、環境的にも良い所だと思うのですが、この空気清浄機はどのような状況で必要になったのか。

それから除菌電解水の給水器、いろいろ報道もあるのですが、購入する電解の給水器、塩素濃度がどの程度のもので、使用用途はどのような用途を考えて購入するのか、この二点、お願いいたします。

議長 (亀澤 進 君) 松浦社会教育課長。

社会教育課長 (松浦 博 君) 社会教育課長です。ただいまの歴史民俗資料館、空気清浄機4台ですが、資料館が今、二階建になっております。一階に2台、二階に2台ということで4台を考えております。以上です。

議長 (亀澤 進 君) 平田保健福祉課長。

保健福祉課長 (平田 章 浩 君) 保健福祉課長です。次亜塩素酸水の給水器について私の方からお答えをさせていただきたいと思っております。次亜塩素酸水の給水器につきましては、経済産業省の関係のN I T Eにおいて、今、評価をしている最中ということで、5月28日の第4回

の検討委員会で中間報告があり、最終的には今月中に最初報告があるといったもので、今、評価をしているということでございます。当町において、次亜塩素酸水の給水器の濃度ですけれども、機械では40 p p m、30 p p m、20 p p m、10 p p mということで、ボタンを押すことによってこの4種類から選べるような形になっております。塩素濃度は今言った40 p p m、30、20、10という4段階でございます。それから使用目的につきましては、ドアノブであるとかテーブルであるとか、椅子とかであるとかというものを拭く目的で使用を考えております。以上です。

議 長 (亀澤 進 君) 佐藤企画財政課長。

企画財政 (佐藤 嘉彦 君) 企画財政課長です。先ほどの歴史民俗資料館に空気清浄機を置く理由ということで、私の方からちょっと補足をさせていただきたいと思っております。この空気清浄機を導入するに至った理由、経緯ですけれども、当初、いわゆる除菌電解水、今、保健福祉課長からも話がありましたけれども、こちらの給水器で対応していけばどうかと考えたところでもありますけれども、展示品の中には鉄製の物も含まれているということで、鉄製の展示品に対して塩というのがどうかということがありまして、それで空気清浄機でもって、フィルタでウイルスを捕まえるということで、それでもって外へ放出させるということで、感染予防対策になるのではないかと考えまして、資料館につきましては空気清浄機を導入したという経緯でございます。以上です。

議 長 (亀澤 進 君) 他に質疑はありませんか。

7 番、吉筋恵治君。

7 番議員 (吉筋 恵治 君) 二点についてお伺いをいたします。9・10ページ、6款1項2目、農業総務費の中で、先ほど説明がありましたけれどもアクティキャンプ場の給水器等の備品の購入ということでございますが、キャンプ場、ちょっとここに説明が載っておりませんが、コテージは宿泊施設であります。人が来て、その日に帰るということではなくて宿泊施設であります、この宿泊施設という

ことでの何か特殊な対応というのはされているのか。例えば資料館で空気清浄機が備品として買われるというようなことでありますが、コテージ等やキャンプ場等の施設にそういったものが取り付けられているのか。また、コテージで今までもシーツを取り替えたり、いろんな備品を、人が替わると取り替えているわけですが、その時の消毒態勢というのは何か、どのようになっているのか関連としてお伺いします。

それと関連として、備品の購入ではありませんが、今、国道やいろんなところ、高速道路を走りますと、県を越す移動を自粛してくださいというようなことでありますが、すでに宿泊施設に、解除後稼働していると思いますけれども、その予約の範囲というのはどのようにされているのか。というのは亀久保、鍛冶島町内会の高齢者の人から、私どもが地域おこしとしてかなり宣伝をして誘客を計っているということを知っている方から、今はなるべく人を動員しないようにしてもらいたいという、大変高齢者の方が多いものですから、そういう申し入れが数度あったものですから、今、具体的な対応はどのようになっているかということをお伺いします。

それから11・12ページ、10款6項1目の中の、先ほど図書館に図書の消毒機という備品がありましたけれども、私勉強不足で、そういったことがどのような構造と言うのか、使い方をするのか勉強のために教えていただきたいと思っております。以上です。

議長 (亀澤 進 君) 長野産業課長。

産業課長 (長野 了 君) 産業課長です。吉筋議員の説明書9・10ページの、6款に係るご質問でございます。宿泊施設における特殊な対応等々に係るご質問でございます。ご案内のとおり、コテージにつきましては宿泊施設となっております。私どもとしましては、まずは町の町有施設に関する方針がございますので、それに基づいてコテージ、キャンプ場の指定管理者である株式会社アマガタにつきましてご案内をしているところでございます。また、県の方で新型コロナウイルス感染症に関する対応方針というのがございまして、

その中でも宿泊施設、観光施設用といったマニュアル、対応指針がございます。そういったものはございますので、株式会社アマガタに対して、そういうものがあるのでそれに従って対応をお願いしますとお願いしております。今回の補正においては、コテージアクティには噴霧器について一応9台を予定しております。電解質10リットル、チケットボードを一つ、非接触型の体温計も一つ、吉川キャンプ場については噴霧器を一応6台ということがございます。諸備品購入費については給水器を、先ほど企画財政課長からございましたけども1台ということで、給水器については早速調整をいたしまして、コテージの方と、一部にどうかということだったのですが、水道施設と一体ですので、うまく付けるところがなかったものですから、今はキャンプ場に付ける予定でおりまして、そこから運んで持っていくといった対応を考えております。ですので、先ほどご質問がありましたシーツの取り替えとか、そういうことに関しても県の対応指針に基づいてやっていただくよう指導をさせていただいております。予約の範囲等については、それこそ開けて再開する際に、あちらからも相談がございまして、緊急事態宣言があるところからの予約についてはご遠慮いただきたいというご案内をしておりますけども、そこから特別なお願いがあっても、そこから宿泊したいけれども絶対ダメだということは当然、法制度もそうですし、基本的には皆さんの行動の自粛ということでございますので、それは禁止するとまではいかないけれども、そういったお願いはしたらどうかといったことはご案内しているところでございます。以上です。

議 長
社会教育
課 長

(亀澤 進 君) 松浦社会教育課長。

(松浦 博 君) 社会教育課長です。図書館の図書消毒機でございまして、電子レンジのような蓋が付いてまして、開けて、本を立てて少し開きます。紫外線を照射し、30秒ほど当てるというものでございます。この紫外線がウイルスに効果があるということで、多くの図書館でも使われているということでございます。以上です。

議 長 (亀澤 進 君) 7 番、吉筋恵治君。
7 番議員 (吉筋恵治 君) 今の産業課長の説明は、そのように了解を
しました。今その図書消毒、大変図書館が再開されて、いろんな
図書館で多くの本が貸し出されていると聞いておりますけれども、
それは1台で貸し出していたものを全部それを30秒ごとやっていく
と大変だろうとちょっと思うのですが、1台なのかそれとも複数な
のか、それと時間的にできるものなのか、どうなのでしょう。

議 長 (亀澤 進 君) 松浦社会教育課長。
社会教育 (松浦 博 君) 社会教育課長です。ただいまのご質問です
課 長 けども、購入予定は1台でございます。借りる方が、借りた時点で
ご自分でそこでやっていただくということを考えておまして、た
くさんの冊数を借りる方がありますと少し時間が掛かるかもしれま
せんけども、そこでずっと並んでしまうということはないと考えて
おります。以上です。

同時に6冊、本の大きさによっても変わるかと思いますが、その
位の冊数ができますので、そんなに待つということはないと考えて
おります。

議 長 (亀澤 進 君) 7 番、吉筋恵治君。
7 番議員 (吉筋恵治 君) その消毒機、一緒に聞いておけば良かった
と思いましたが、価格はどのくらいするものなのでしょう。

議 長 (亀澤 進 君) 佐藤企画財政課長。
企画財政 (佐藤 嘉彦 君) 図書消毒機の金額ということでございます
課 長 けども、本体、それからそれに掛かる消耗品、設置費一式で815千
円に消費税ということになっております。そのほかに保守費用とい
うものも発生いたしますが、本体の設置に掛かる経費というのは、
今、申し上げたとおりでございます。以上です。

議 長 (亀澤 進 君) 他に質疑はありませんか。
4 番、加藤久幸君。

4 番議員 (加藤 久幸 君) 歳出の中の、全体にちょっと言えることか
と思うのですが、保健福祉課、それから学校教育課、産業課にも言

えると思うのですが、先ほど来話が出ている非接触体温計について、私もいろいろ調べた中で中国製から韓国製、それから日本製で当然、信頼度というのがあると思うのですが、あとは誤差、それから1台おいくらなのか、何製を仕入れられたか、全体で何台くらい仕入れたのか、その辺をちょっとお聞きしたいと思います。

議 長 (亀澤 進 君) 佐藤企画財政課長。

企画財政 (佐藤 嘉彦 君) 非接触型体温計につきましては、今回の専
課 長 決におきましては合計で98台計上してございます。単価につきましては1個12,700円に消費税ということになっております。

議 長 (亀澤 進 君) 平田保健福祉課長。

保健福祉 (平田 章浩 君) 今現在購入を考えている非接触型赤外線体
課 長 温計ですけども、測定時間が0.5秒から2秒程度で、38度を超えると発熱アラームを発するものでございます。表示単位においては0.1度の表示単位ということになっております。測定できる気温が15度から40度の温度範囲で適正に測定できまして、こめかみの中央から2、3センチのところを測るといったものでございます。説明は以上です。

議 長 (亀澤 進 君) 平田保健福祉課長。

保健福祉 (平田 章浩 君) 保健福祉課長です。この非接触の赤外線体
課 長 温計の選定にあたりましては、森町において今まで非接触の体温計というものは購入したことがなく、業務でも使ったことがなかったものですから、金額も3,000円くらいから何万円というものもありましたので、医療機器の専門の業者さんに相談をさせていただいて、業務内容を紹介して、どういった赤外線のものがいいかという中で、最もこれが適当であるということで業者さんから提案されたものについて、今現在購入を考えていると言ったものでございます。今、考えている機械がどこの国で作られたものかというのは、申し訳ございませんけど現在の資料では分かりません。以上です。

議 長 (亀澤 進 君) 4番、加藤久幸君。

4番議員 (加藤 久幸 君) 私もいろんなものを使った中で、当ててみ

て実際33度何分とか、測り方が悪いのかちょっとその辺よく分かりませんが、その辺の脇の下で測る体温計と非接触体温計の誤差、それから実際に検証されたか、その辺をお聞きしたいと思います。

議長 (亀澤 進 君) 平田保健福祉課長。

保健福祉課長 (平田 章 浩 君) 保健福祉課長です。加藤議員の質問にお答えをさせていただきます。実際に検証したかということにつきましては、現在、検証をしてございません。これにつきましては、とりあえず1台欲しいということで業者にお問い合わせして発注もしているところでございますけども、現在のところ業者からの納入が、業者もなかなか手に入らないということで、うちの方もまだ現物は1台も手に入っておりませんので、検証というものはしておりません。ただし、使い方として、実際に37度5分以上、非接触計で測った時にあった場合には、もう一度、再度脇の下の体温計で測っていただくということで、高温が発生した場合には改めて脇の下で測っていただくということも考えております。非接触型体温計を実際に購入して検証した結果、あまり誤差がある場合には、今言ったように脇の下の体温計と併用したいと考えております。以上です。

議長 (亀澤 進 君) 4番、加藤久幸君。

4番議員 (加藤 久 幸 君) ぜひそういう信頼度のおけるもの、あるいは検証をしっかりとやられて、良いものを仕入れて使っていただきたいと思います。答弁は結構です。

議長 (亀澤 進 君) 他に質疑はありませんか。

3番、岡戸章夫君。

3番議員 (岡 戸 章 夫 君) 3番、岡戸です。人・物・金の観点から今いろいろ質問が出されたと思います。物とお金について今、出たと思いますので、自分は人についてちょっと焦点を当てたいと思います。8ページの保健福祉課のところ、会計年度任用職員を採用されることだと思います。保健福祉課の中でも、このコロナ感染の影響で、当初予定していたいろいろなイベントとか企画がなくなったものもあろうかと思えます。そういったことで逆に、人力的、マン

パワー的に余剰というか余裕ができる業務内容もあろうかと思いません。それらを勘案してもやはり1名、この金額だと1名かと思いませんけれども採用されるのでしょうか。それと具体的にこの業務内容はこういったことをあたるのか、ちょっとお聞かせください。

議長
保健福祉
課長

(亀澤 進 君) 平田保健福祉課長。

(平田章浩 君) 保健福祉課長です。岡戸議員の質問にお答えをさせていただきます。会計年度任用職員については、新型コロナウイルスの関係で事業縮小等により、新規に採用しなくてもといった内容の質問かと思われれます。うちの課におきましては、児童手当を給付している方を対象に1万円の臨時の給付ということもあり、そこでも会計年度任用職員を入れていただいております。うちの課としますと、事業が延期、中止になったものもございませうけども、どちらかというとも業務は増えてきております。この内容につきましても、今回、会計年度任用職員をうちの方で雇って、社会福祉協議会さんに派遣をして、そちらで生活困窮者の相談の補助にあたっていただくという内容を考えております。現状において、国の第2次補正予算等にも盛り込まれておりますけれども、緊急の小口資金でありますとか、住居の確保給付金でありますとかといったことで、国の貸付金であるとか給付金の方も拡充してきております。その中で社会福祉協議会において相談に来られる方も増加し、実際に資金の借入申込み、給付金の申込みをされている方もおります。その中で社会福祉協議会の業務が非常に多忙になってきているということで、その資金であるとか給付を担当している専門員の職員は社会福祉協議会にいらっしゃるものですから、その方のサポートということで、事務をしたりというようなサポートを業務内容ということで考えており、そちらの社協にこの会計年度任用職員を派遣していくといったものになっております。以上です。

議長
3番議員

(亀澤 進 君) 3番、岡戸章夫君。

(岡戸章夫 君) 分かりやすい説明だったと思います。そうしますとある程度専門性が高いというか、そういった方を募集する

のかと思ったりしますけれども、今、町のホームページでも各課によって任用職員採用の募集が出されていると思いますけれども、まだ現在の段階では採用されていないということでもよろしいでしょうか。

それと今、説明がありましたように、コロナ対策で逆に増えている業務内容も非常にあるということは承知しております。一番今ピークを迎えているのは国の定額給付金の処理、申請ということで、森町はもう92パーセントくらいの方が申請されているということで町長の方からも情報発信がされておりました。ですので、その処理が今一番ピークにあたっているのではないかと思います。その業務については各課からも応援が出されていて、この処理に対応してくださっている話も聞いております。そういった中で庁内でもいろいろ工面をされて、やりながらうまくやっているということは承知しております。

二つ目の質問として、先ほどちょっと冒頭に言いましたように、具体的にはもうすでに採用されて業務にあたっているのか、また、これからまだ募集が続いている状態なのか、少しお聞かせください。

議長 (亀澤 進 君) 平田保健福祉課長。

保健福祉課長 (平田 章 浩 君) 保健福祉課長です。岡戸議員の再質問にお答えをさせていただきます。内容的には先ほども少し説明させていただいたのですが、社会福祉協議会において資金であるとか給付金の専門の職員はいますので、専門員がそういう訪問された方の相談業務を対応しますけれども、その補助の事務業務ということで、特に専門性は高い業務ではございません。採用ですけれども、今のところ採用が決定しているということはなく、6月22日月曜日まで、今、募集期間を設定させていただいておりますので、6月22日までに応募してきた方の中から選定をして、1名採用していく予定をしております。以上です。

議長 (亀澤 進 君) 他に質疑はありませんか。

5番、中根信一郎君。

5 番議員 (中根信一郎 君) 9・10ページの7款1項1目の商工総務費ということで、産業課の中の事業所等新型コロナウイルス感染防止対策支援補助金20,000千円ということで、先ほど事業所が200事業所とお伺いをいたしました。これに対しての窓口、これは産業課が窓口になるのか。また、これの広報と言いますか、事業所に対しての広報はどのようにやっていくのか、それについてお伺いをいたします。

議 長 (亀澤 進 君) 長野産業課長。

産業課長 (長野 了 君) 産業課長です。中根信一郎議員のご質問にお答えします。事業所等新型コロナウイルス感染防止対策支援補助金に係る質問でございます。この業務を行います窓口は産業課になります。申請につきましては、こういう状況でございますので、できる限り郵送でということで対応を考えております。なお、周知につきましてはまず最初に6月1日の町長の月初めの同報無線でお知らせをしますとともに、それと同時にホームページ等にも掲載させていただいております。なお、6月15日発行の広報もりまちにおいてもお知らせするとともに、回覧にも同様の内容を掲示させていただき、周知していきたいと思っております。各事業所について個別にということもあるかと思えますけれども、これにつきましては専決をさせていただいて、その内容につきまして固まった時点で商工会にご案内をして、そちらの周知につきましてもお願いをしているところでございます。以上です。

議 長 (亀澤 進 君) 5番、中根信一郎君。

5 番議員 (中根信一郎 君) ちょっと再確認ですけれども、今は産業課として窓口になっている。今後は商工会も含めて進めていくと言いますか申請の扱いをしていくということでよろしいでしょうか。

議 長 (亀澤 進 君) 長野産業課長。

産業課長 (長野 了 君) 産業課長です。再度のご質問にお答えします。窓口はあくまでも産業課でございます。申請書は全て産業課で対応をしていく予定です。なお、商工会につきましては、会員に周

知をお願いしているということでございます。なお、ご案内のように、商工会に所属していない事業者、また、今回につきましては農林業を営むものも入っておりますので、産業課において窓口で対応するというところでございます。以上です。

議長 (亀澤 進 君) 他に質疑はありませんか。
(発言する者なし)

議長 (亀澤 進 君) 「質疑なし」と認めます。
これから討論を行います。討論はありませんか。
(発言する者なし)

議長 (亀澤 進 君) 「討論なし」と認めます。
これから議案第49号を採決します。
本案は、原案のとおり承認することに賛成の方は、起立願います。
(起立 全 員)

議長 (亀澤 進 君) 起立全員です。
したがって、議案第49号は、原案のとおり承認されました。
ここでしばらく休憩します。
(午前10時30分 ～ 午前10時40分 休憩)

議長 (亀澤 進 君) 休憩前に引き続き会議を開きます。
日程第5、議案第50号「人権擁護委員候補者の推薦について」を議題とします。
職員に議案を朗読させます。

(職 員 朗 読)
議長 (亀澤 進 君) 本案について提案理由の説明を求めます。
町長、太田康雄君。

町長 (太田康雄 君) ただいま上程されました議案第50号「人権擁護委員候補者の推薦について」提案理由の説明を申し上げます。
本案は現在、人権擁護委員として活動されている天野美奈子氏が、令和2年9月30日をもって任期満了となるため、引き続き同氏を人権擁護委員候補者に推薦いたしたく、人権擁護委員法第6条第3項の規定に基づき議会の意見を求めるものであります。

今回提案いたしました天野美奈子氏は、現在1期目で、平成29年10月1日から人権擁護委員として人権相談や啓蒙活動を積極的に行っていたいております。

氏の経歴は、添付の経歴書のとおりで、長く教育関係に勤務され、現在は、適応指導教室の指導員をお願いしているところでございます。

天野氏は、明朗・誠実な人柄で、地域の方々からの信頼も厚く、また、地域の事情に精通するとともに、人権擁護に関する見識も高く、委員の候補者として適任であると存じますので、推薦するものであります。

なお、任期は令和2年10月1日から令和5年9月30日までの3年間となります。

以上、提案理由の説明を申し上げましたが、よろしくご審議をお願い申し上げます。

議長 (亀澤 進 君) これから質疑を行います。質疑はありますか。

(発言する者なし)

議長 (亀澤 進 君) 「質疑なし」と認めます。

お諮りします。

本案は、討論を省略し、直ちに採決したいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者多数)

議長 (亀澤 進 君) 「異議なし」と認めます。

これから議案第50号を採決します。

本案は、これに推薦することに賛成の方は、起立願います。

(起立全員)

議長 (亀澤 進 君) 起立全員です。

したがって、議案第50号は、推薦することに決定しました。

日程第6、議案第51号「人権擁護委員候補者の推薦について」を議題とします。

職員に議案を朗読させます。

(職 員 朗 読)

議 長 (亀 澤 進 君) 本案について提案理由の説明を求めます。
町長、太田康雄君。

町 長 (太 田 康 雄 君) ただいま上程されました議案第51号「人権擁護委員候補者の推薦について」提案理由の説明を申し上げます。

本案は、人権擁護委員法第6条第3項の規定に基づく、人権擁護委員候補者の推薦であります。

現在、人権擁護委員として活動されている萩本弘江氏が、令和2年9月30日をもって任期満了となり、退任することになったため、後任として新たに推薦するものであります。

人権擁護委員は、人権擁護委員法において、国民に保障されている基本的人権を擁護し、自由人権思想の普及高揚を図るため、全国に人権擁護委員を置くこととされております。

今回提案いたしました山田廣氏は、長く教育関係に勤務され、現在は、森小学校の支援員をお願いしているところでございます。

明朗・誠実な人柄で、地域の方々からの信頼も厚く、また、地域の事情に精通するとともに、人権擁護に関する見識も高く、委員の候補者として適任であると存じますので、推薦するものであります。

なお、任期は令和2年10月1日から令和5年9月30日までの3年間となります。

以上、提案理由の説明を申し上げましたが、よろしくご審議をお願い申し上げます。

議 長 (亀 澤 進 君) これから質疑を行います。質疑はありますか。

(発言する者なし)

議 長 (亀 澤 進 君) 「質疑なし」と認めます。

お諮りします。

本案は、討論を省略し、直ちに採決したいと思います。

ご異議ありませんか。

議 長 (「異議なし」と言う者多数)
(亀澤 進 君) 「異議なし」と認めます。
これから議案第51号を採決します。
本案は、これに推薦することに賛成の方は、起立願います。

議 長 (起 立 全 員)
(亀澤 進 君) 起立全員です。
したがって、議案第51号は、推薦することに決定しました。
日程第7、議案第52号「森町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例について」を議題とします。
職員に議案を朗読させます。

議 長 (職 員 朗 読)
(亀澤 進 君) 本案について提案理由の説明を求めます。
町長、太田康雄君。

町 長 (太 田 康 雄 君) ただいま上程されました議案第52号「森町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例について」提案理由の説明を申し上げます。
非常勤消防団員や消防作業に従事した者等に対する損害補償額は、「一般職の職員の給与に関する法律」に規定される俸給月額や一般職の地方公務員の補償制度等を参考に定められております。
本案は、令和元年11月に「一般職の職員の給与に関する法律」が改正され俸給表が改定されたことに伴い、「非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令」で定める非常勤消防団員等の損害補償に係る補償基礎額が改正されたため、本条例を改正するものでございます。
また、平成29年5月の「民法の一部を改正する法律」により法定利率が改定されたことに伴い、障害補償年金前払一時金等が支給された場合における障害補償年金等の支給停止期間等の算定に用いる利率についても、改正するものでございます。
以上、提案理由の説明を申し上げましたが、よろしくご審議をお願い申し上げます。

議 長 (亀澤 進 君) 日程第 8、議案第 53 号「森町税条例の一部を改正する条例について」及び日程第 9、議案第 54 号「森町都市計画税条例の一部を改正する条例について」議案 2 件を一括議題とします。

職員に議案を朗読させます。

(職 員 朗 読)

議 長 (亀澤 進 君) 本案について提案理由の説明を求めます。
町長、太田康雄君。

町 長 (太田康雄 君) ただいま一括して上程されました議案第 53 号「森町税条例の一部を改正する条例について」及び議案第 54 号「森町都市計画税条例の一部を改正する条例について」の 2 議案について、提案理由の説明を申し上げます。

本案は、新型コロナウイルス感染症及びそのまん延防止の為の措置が納税者等に及ぶ影響の緩和を図るため、地方税法等の一部を改正する法律、地方税法施行令の一部を改正する政令及び地方税法施行規則の一部を改正する省令が、令和 2 年 4 月 30 日に公布、同日から施行されたことに伴い、森町税条例及び森町都市計画税条例において所要の改正を行うものであります。

それでは、各条例について、ご説明いたします。

始めに、議案第 53 号「森町税条例の一部を改正する条例」につきまして主な改正内容を申し上げます。

4 点ございますが、1 点目は、地方税法で規定されました徴収猶予の特例につきまして、申請の手續に関する規定の整備を行うものであります。

2 点目は、生産性革命の実現に向けた償却資産に係る固定資産税の特例措置について、新型コロナウイルス感染症の影響を受けながらも、新規に設備投資を行う中小事業者等を支援する観点から、適用対象を拡充するものであります。

3 点目は、自家用軽自動車の環境性能割につきまして、非課税措置及び税率の特例措置の適用期限を 6 か月延長し、令和 3 年 3 月 31

日までに取得したものを対象とするものであります。

4点目は、個人の住民税につきまして、イベント等を中止した事業者に対する払戻請求権を放棄した者に対し、放棄した金額を寄附金控除の対象とするものであり、また住宅借入金等特別税額控除につきましても、住宅建設の遅延等への対応として、その適用期限を1年延長するものであります。

次に、議案第54号「森町都市計画税条例の一部を改正する条例」につきましては、地方税法の改正により、中小事業者等が所有する事業用家屋に係る都市計画税の軽減措置が講じられたことに伴い、所要の改正を行うものであります。

以上、提案理由の説明を申し上げましたが、よろしくご審議をお願い申し上げます。

議 長 (亀澤 進 君) 日程第10、議案第55号「森町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について」を議題とします。

職員に議案を朗読させます。

(職 員 朗 読)

議 長 (亀澤 進 君) 本案について提案理由の説明を求めます。

町長、太田康雄君。

町 長 (太田康雄 君) ただいま上程されました議案第55号「森町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について」提案理由の説明を申し上げます。

本案は、国の「新型コロナウイルス感染症緊急経済対策」におきまして、「感染症の影響により一定程度収入が下がった方々に対して、国民健康保険の保険料の免除等を行う。」との記載が盛り込まれ、厚生労働省より減免に対する財政支援の基準が示されたことに伴い、所要の改正を行うものであります。

今回の改正の内容は、減収の対象となる世帯の主たる生計維持者の収入要件及び減免の申請手続き等に関する規定を整備し、合わせて字句の修正を行うものでございます。

以上、提案理由の説明を申し上げましたが、よろしくご審議をお

願ひ申し上げます。

議 長 (亀澤 進 君) 日程第11、議案第56号「森町介護保険条例の一部を改正する条例について」を議題とします。

職員に議案を朗読させます。

(職 員 朗 読)

議 長 (亀澤 進 君) 本案について提案理由の説明を求めます。

町長、太田康雄君。

町 長 (太田康雄 君) ただいま上程されました議案第56号「森町介護保険条例の一部を改正する条例について」提案理由の説明を申し上げます。

本案は、「介護保険法施行令及び介護保険の国庫負担金の算定等に関する政令の一部を改正する政令」が本年3月30日に公布されたことに伴う改正でございます。

この政令は、平成27年から段階的に引き上げられた消費税を活用し、低所得者の介護保険料の軽減強化を図るための具体的な基準を示すものであり、本案は、この政令に基づき、65歳以上の第1号被保険者のうち、第1所得段階から第3所得段階までの保険料の額を改定するものであります。

また、本年4月に閣議決定された「新型コロナウイルス感染症緊急経済対策」において、「感染症の影響により一定程度収入が下がった者に対し、保険料の免除等を行う」とされたことを踏まえ、一定の要件のもとに減免を行った市町村には財政支援が行われることとなりました。本条例には既に減免規定がありますが、新型コロナウイルス感染症に係る国の減免要件や基準とは異なることから、新たな減免規定を設けるものでございます。

以上、提案理由の説明を申し上げますが、よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

議 長 (亀澤 進 君) 日程第12、議案第57号「森町立学校設置条例の一部を改正する条例について」を議題とします。

職員に議案を朗読させます。

(職 員 朗 読)

議 長 (亀 澤 進 君) 本案について提案理由の説明を求めます。
町長、太田康雄君。

町 長 (太 田 康 雄 君) ただいま上程されました議案第57号「森町立学校設置条例の一部を改正する条例について」提案理由の説明を申し上げます。

森町の学校の再編につきましては、かねてより「学校のあり方検討会」の開催や地域における意見交換会の実施等により検討を重ねる中で、森町の小中学校の再編方針を決定し、中学校の再編につきましては、本年度、泉陽中学校と森中学校の統合を行ったところがあります。

小学校の再編につきましては、「三倉小学校及び天方小学校を森小学校に統合する。令和3年4月の実施を目指す。」という方針に基づき、令和3年4月、三倉小学校及び天方小学校を森小学校に統合するため、所要の改正を行うものであります。

内容につきましては、別表第1より森町立天方小学校及び森町立三倉小学校の項を削除するものであります。

以上、提案理由の説明を申し上げましたが、よろしくご審議をお願い申し上げます。

議 長 (亀 澤 進 君) 日程第13、議案第58号「令和2年度森町一般会計補正予算(第5号)」を議題とします。

職員に議案を朗読させます。

(職 員 朗 読)

議 長 (亀 澤 進 君) 本案について提案理由の説明を求めます。
町長、太田康雄君。

町 長 (太 田 康 雄 君) ただいま上程されました議案第58号「令和2年度森町一般会計補正予算(第5号)」について、提案理由の説明を申し上げます。

本補正予算は、補正前の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ314,179千円を追加し、補正後の歳入歳出予算の総額を歳入歳出

それぞれ10,138,974千円とするものであります。

第2表地方債補正につきましては、林道災害復旧事業の財源として、農林水産業施設災害復旧事業を追加し限度額を定めるものと、社会資本整備交付金（工業団地基盤強化）、防災・安全交付金（通学路安全対策）、（舗装修繕）及び道路メンテナンス補助金（橋梁長寿命化）の各事業に係る交付金が、当初見込み額を上回る国庫金の内示額をいただきましたので、事業費の追加に対応するための財源として、公共事業等の限度額を増額する変更でございます。

また、保健福祉センターの空調・衛生設備改修並びに文化会館の電気・音響設備改修等の長寿命化事業について、公共施設等適正管理推進事業債の対象と認められる見込みとなったことから、一般事業の限度額を減額し、公共施設等適正管理推進事業の限度額を増額するものでございます。

それでは以下、事項別明細書により補正の概要を歳出から申し上げます。

9・10ページ、3款1項4目、老人福祉費13,870千円のうち、感染症拡大防止対策事業費補助金4,320千円につきましては、県の補助金を活用し、町内の定員29人以下の入所系介護施設において、新型コロナウイルス感染症の感染拡大リスクを低減させるため、居室に簡易陰圧装置を設置する経費に対する補助金でございます。低所得者保険料軽減繰出金9,550千円につきましては、介護保険事業における、低所得者保険料軽減制度拡充に対応するための繰出金でございます。

2項2目、児童措置費41,987千円のうち、小規模保育所新設改修整備事業費補助金11,333千円につきましては、民間の小規模保育所新設に伴う建物改修整備事業に対する補助金でございます。また、小規模保育給付費29,679千円につきましては、小規模保育所の新設に伴い、入所する園児増加に対応するための小規模保育給付費の追加でございます。保育所業務効率化推進事業費補助金975千円につきましては、保育所の業務を効率化するため、登降園管理や保護者

連絡機能、保育計画作成・記録の支援システムの導入及び通訳や翻訳機器の導入費に対する補助金でございます。

8款2項3目、道路新設改良費67,692千円につきましては、社会資本整備総合交付金を受けて実施する工業団地基盤強化事業19,800千円及び防災・安全交付金を受け実施する通学路安全対策事業25,892千円、舗装修繕事業22,000千円は、当初見込額を上回る交付金の内示をいただきましたので、事業費を追加し、各事業の進捗を図るものでございます。

11・12ページ、4目、橋梁維持改良費21,500千円につきましては、道路事業費補助金を受け実施する橋梁長寿命化事業でございますが、当初予算で計上しておりました防災・安全交付金（橋梁長寿命化）から補助金に変更となりましたので、事業名を道路メンテナンス補助金（橋梁長寿命化）に変更するとともに、当初の見込額を上回る補助金の内示をいただきましたので、事業費を追加し、橋梁の点検及び長寿命化工事を実施するものでございます。

5項1目、住宅管理費17,500千円につきましては、木造住宅耐震補強助成事業の申請件数が多く、当初予算で見込んでいた件数に達することから、今後予定される申請に対応するため、高齢者等世帯14件分の補助金の追加をお願いするものでございます。

10款1項2目、教育委員会事務局費119,670千円につきましては、令和元年度補正予算にてお認めいただきました小中学校ネットワーク設備整備事業を現在進めているところでありますが、新型コロナウイルス感染症対策において、学校休業期間の長期化により、緊急時の学校教育の対応が早急に求められる中、児童生徒が使用する端末機器や通信機器等の整備を行なう「GIGAスクール構想」を前倒しして早期に実現するため、国の令和2年度補正予算（第1号）により「公立学校情報機器整備費補助金」が措置されました。このため、令和3年度から3か年で計画しておりました、全小中学生1人1台端末の整備事業を前倒して実施するための経費を計上するものでございます。

13・14ページ、2項2目、小学校教育振興費1,250千円につきましては、小学校の統合に伴い、令和3年3月末で閉校となる三倉小学校と天方小学校で実施を予定している閉校事業に対する、補助金でございます。

11款1項2目、林道災害復旧費30,100千円につきましては、本年1月末に発生した広域基幹林道春埜山線の法面崩壊復旧のための、林道災害復旧事業でございます。

続きまして、歳入についてご説明申し上げます。

5・6ページ、15款1項1目、民生費国庫負担金19,624千円のうち、児童福祉費負担金14,850千円につきましては、小規模保育所の新設に伴い追加となる小規模保育給付費に対する国の負担金でございます。

低所得者保険料軽減国庫負担金4,774千円につきましては、介護保険事業費の低所得者保険料軽減繰出金に対する国の負担金であります。

2項1目、総務費国庫補助金87,289千円につきましては、国の補正予算で措置されました新型コロナウイルス感染症対策の各種事業等に対する、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金でございます。

2目、民生費国庫補助金10,723千円につきましては、民間の小規模保育所新設に伴う小規模保育所新設改修整備事業費補助金及び保育所業務効率化のための保育所業務効率化推進事業費補助金に対する国の補助金でございます。

5目、土木費国庫補助金44,521千円のうち、社会資本整備総合交付金9,926千円につきましては、工業団地基盤強化に対する交付金であります。

防災・安全交付金2,942千円の減額につきましては、通学路安全対策に対する交付金11,000千円、舗装修繕に対する交付金10,808千円の計21,808千円の増額に対し、これまで防災・安全交付金の対象事業であった橋梁長寿命化について道路事業費補助金へ変更となっ

たことに伴い、当初予算で計上しておりました24,750千円を減額することとし、差額の2,942千円を減額するものであります。

道路事業費補助金36,300千円につきましては、道路メンテナンス補助金事業（橋梁長寿命化）に対する補助金で、防災・安全交付金の当初予算で計上しておりました24,750千円に加え、内示に伴い増額となる補助金11,550千円でございます。

景観改善推進事業費補助金1,237千円につきましては、当初予算で計上しております森町景観計画策定基礎調査業務委託事業に対し、国の新たな補助金が設けられ、内示をいただきましたので計上するものでございます。

7目、教育費国庫補助金41,350千円につきましては、「G I G A スクール構想の早期実現」を目指すための児童生徒1人1台端末の整備事業等に対する公立学校情報機器整備費補助金であります。

16款1項1目、民生費県負担金9,189千円のうち、児童福祉費負担金6,802千円につきましては、小規模保育所の新設に伴い追加となる小規模保育給付費に対する県の負担金でございます。

低所得者保険料軽減県負担金2,387千円につきましては、介護保険事業費の低所得者保険料軽減繰出金に対する県負担金であります。

7・8ページ、2項2目、民生費県補助金4,320千円につきましては、介護保険事業費の感染症拡大防止対策事業費補助金に対する県補助金であります。

6目、土木費県補助金7,700千円につきましては、建築物等耐震化促進事業費補助金に対する県補助金であります。

20款1項1目、繰越金30,463千円は、財源調整としての計上であります。

22款1項2目、民生債4,100千円につきましては、一般事業債20,400千円の減額と、公共施設等適正管理推進事業債24,500千円の増額によるもので、保健福祉センターの空調・衛生設備改修等の長寿命化事業が、公共施設等適正管理推進事業債の対象見込みとなった

ことを受け、一般事業を減額し、公共施設等適正管理推進事業債を追加するものでございます。

5目、土木債32,400千円につきましては、社会資本整備交付金事業（工業団地基盤強化）の財源として9,000千円、防災・安全交付金事業（通学路安全対策）の財源として8,100千円、同じく（舗装修繕）の財源として9,700千円及び道路メンテナンス補助金事業（橋梁長寿命化）の財源として5,600千円の公共事業等債を増額するものであります。

7目、教育債3,000千円につきましては、一般事業債14,800千円の減額と、公共施設等適正管理推進事業債17,800千円の増額によるもので、文化会館の電気・音響設備改修等の長寿命化事業が公共施設等適正管理推進事業債の対象見込みとなったことを受け、一般事業債を減額し、公共施設等適正管理推進事業債を追加するものでございます。

9目、災害復旧債19,500千円につきましては、林道の災害復旧事業に対する農林水産業施設災害復旧債でございます。

以上が、令和2年度森町一般会計補正予算（第5号）の概要でございます。よろしくご審議のほどお願いいたします。

議長 （ 亀澤 進 君 ） 日程第14、議案第59号「令和2年度森町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）」を議題とします。

職員に議案を朗読させます。

（ 職 員 朗 読 ）

議長 （ 亀澤 進 君 ） 本案について提案理由の説明を求めます。

町長、太田康雄君。

町長 （ 太田康雄 君 ） ただいま上程されました議案第59号「令和2年度森町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）」について、提案理由の説明を申し上げます。

本補正予算は、補正前の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ6,263千円を追加し、補正後の歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2,117,952千円とするものであります。

国民健康保険の財政運営は都道府県が行っており、森町国民健康保険で支払った保険給付費については、その全額を県の保険給付費等交付金で賄っております。

この度、本年2月の診療報酬が確定したことにより、保険給付費の精算に伴い、国民健康保険団体連合会より保険給付費の返還を受けることとなりました。従いまして、県より交付を受けています保険給付費等交付金について、県に返還することとなるため、補正予算を計上するものでございます。

以下、事項別明細書により補正の内容を歳出から申し上げます。

7・8ページ、8款1項3目、償還金6,263千円につきましては、精算に伴い保険給付費等交付金を県に返還するものでございます。

次に、歳入について申し上げます。

5・6ページ、8款3項6目、雑入6,263千円につきましては、精算に伴う国民健康保険団体連合会からの返還金でございます。

以上が、令和2年度森町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）の内容でございます。

よろしくご審議のほどお願いいたします。

議長（ 亀澤 進 君 ） 日程第15、議案第60号「令和2年度森町介護保険特別会計補正予算（第2号）」を議題とします。

職員に議案を朗読させます。

（ 職 員 朗 読 ）

議長（ 亀澤 進 君 ） 本案について提案理由の説明を求めます。

町長、太田康雄君。

町長（ 太田康雄 君 ） ただいま上程されました議案第60号「令和2年度森町介護保険特別会計補正予算（第2号）」について、提案理由の説明を申し上げます。

本補正予算は、歳入歳出予算の総額に増減はありませんが、低所得者の介護保険料軽減拡充に伴い、歳入予算科目の組み替えをするものであります。

以下、事項別明細書により歳入補正の内容を申し上げます。

3・4ページ、1款1項1目、第1号被保険者保険料9,550千円の減額及び7款1項5目、低所得者保険料軽減繰入金9,550千円につきましては、昨年10月の消費税率引き上げに伴う引き上げ分の消費税を財源として、低所得者の保険料階層である第1段階、第2段階及び第3段階の介護保険料をさらに軽減するため、軽減分を減額するとともに、軽減に対する一般会計からの繰入金を増額する補正でございます。

以上が、令和2年度森町介護保険特別会計補正予算（第2号）の内容でございます。

よろしくご審議のほどお願いいたします。

議長（ 亀澤 進 君 ） 日程第16、議案第61号「物品売買契約の締結について」を議題とします。

職員に議案を朗読させます。

（ 職 員 朗 読 ）

議長（ 亀澤 進 君 ） 本案について提案理由の説明を求めます。

町長、太田康雄君。

町長（ 太田康雄 君 ） ただいま上程されました議案第61号「物品売買契約の締結について」提案理由の説明を申し上げます。

本案は、令和2年度静岡県地震・津波対策等減災交付金事業（地域総合防災推進事業）による消防ポンプ自動車1台の売買契約を締結することについてでございます。

消防ポンプ自動車購入につきましては、製作期間に半年以上を要することから、まずベースとなる車両を確保する必要があるため、去る5月29日に指名競争入札を行い、その結果浜松市の静岡森田ポンプ株式会社が、18,150千円で落札いたしました。

落札業者とは6月2日に落札金額に消費税及び地方消費税を加えた19,965千円で仮契約を締結いたしましたが、この度本契約を締結したいので、「議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例」第3条の規定に基づき、議会の議決をお願いするものでございます。なお、納入期限といたしましては、令和3年3月

19日までとしております。

以上、提案理由の説明を申し上げましたが、よろしくご審議をお願い申し上げます。

議 長 (亀澤 進 君) これから質疑を行います。質疑はありますか。

(発言する者なし)

議 長 (亀澤 進 君) 「質疑なし」と認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(発言する者なし)

議 長 (亀澤 進 君) 「討論なし」と認めます。

これから議案第61号を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

(起立全員)

議 長 (亀澤 進 君) 起立全員です。

したがって、議案第61号は原案のとおり可決されました。

日程第17、陳情第2号「新型コロナウイルス感染拡大の影響による統合期日の猶予についての陳情」を議題とします。

本陳情は、本日これを受理しました。

職員に標題と陳情者名を朗読させます。

(職員朗読)

議 長 (亀澤 進 君) 本陳情については、お手元の「陳情文書表」のとおり、第一常任委員会に付託します。

なお、委員会審査の経過並びに結果については、6月26日の本会議において報告を願います。

以上で、本日の日程は全部終了しました。

次回の議事日程の予定を報告します。

6月16日午前9時30分、本会議を開き、条例・補正予算に対する質疑を行います。

本日は、これで散会します。

(午前 1 1 時 3 0 分 散会)